
第32回 町田市地域公共交通会議 会議録

開催日時：2025年3月21日（金）14時00分～14時50分

開催場所：町田市役所 市庁舎3階 災害対策本部室（会議室3-2・3-3）

出席委員：15名

事務局：5名

【会議次第】

1. 開会
2. 議事
3. その他
4. 閉会

【議事】

➤ 協議案件

第1号議事 路線退出の意向申出について

第2号議事 町田市地域公共交通会議設置要領の一部改正案について

➤ 報告案件

第3号議事 自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について

第4号議事 2024年度第2回・第3回町田市運賃協議会（書面決議）の開催及び結果について

【資料】

- 次第
- 協議案件資料

【第1号議事】

- 資料1-1 神奈川中央交通株式会社からの路線退出の意向申出について
- 資料1-2 玉川学園関連路線図
- 資料1-3 町田バスセンター～玉川学園前駅 人員時刻表
- 資料1-4 道路運送法に基づく協議が調っている事の証明書（案）
- 資料1-5 路線図

【第2号議事】

- 資料2-1 町田市地域公共交通会議設置要領の一部改正案について
- 資料2-2 新旧対照表（「町田市地域公共交通会議設置要領」の改正について）
- 資料2-3 町田市地域公共交通会議設置要領（改正案）

● 報告案件資料

【第3号議事】

資料3-1 自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について

資料3-2 自家用有償旅客運送の運用改善

【第4号議事】

資料4-1 精神障がい者の介護人の方への割引制度の導入について
(唐木田線)

資料4-2 精神障がい者の介護人の方への割引制度の導入について
(かわせみ号)

< 1. 開会 >

[定足数の確認]

(事務局)

本日は15名の委員の方々に出席いただいております、『町田市地域公共交通会議設置要領』第6の3により、過半数の出席があることから有効に成立していることをご報告する。

[会議の公開]

(事務局)

この会議は、『町田市審議会等の会議の公開に関する条例』第3条の規定に基づき公開の対象となる会議である。会議の開催にあたり、条例に基づく告示とホームページ等により傍聴のご案内を行った。現在のところ傍聴者はいないが、会議途中で傍聴の申し出があった場合、入室していただくのでご了承願う。また、会議の記録を残すための録音についてもご了承いただきたい。

[部長挨拶]

省略

< 2. 議事 >

協議案件

◎ 第1号議事 路線退出の意向申出について

[資料説明]

- ・資料に基づき事務局及び神奈川中央交通株式会社から説明 (省略)

[質問・意見等]

(会長)

本件協議案件ではあるが、質問等はあるか。

(委員)

資料1-5を見ると、整理番号(町36)となっているが、町03ではないのか。

(委員)

そちらは間違いではなく、弊社の管理番号なので合っている。

(委員)

町内会自治会側は納得、理解されているということか。

(委員)

会議で説明し、該当するエリアやバス停辺りの方々にご理解をいただいている。

(会長)

利用者数がそれほど多くないということと、説明には特に無かったが、玉川学園前駅から町田駅までは基本的には電車がある。その電車の代わりに利用されているということだが、代替があるということ、また、廃止となるバス停以外では、まだ便数があるということの問題ないと感じる。ほかに何かあるか。

(委員)

電車が通っているとのことだが、バスを利用される人は高齢者や障がい者など、そういう方が多く、電車の利用が難しい方がいると思う。今回の退出について説明いただけるということで、ハンディキャブの方も来られているが、周知をしっかりと、何か代替案があればよいと感じるが。

(委員)

私共としてはバス停と車内でのご案内、あとホームページでのご案内しかできないが、何か自治会にもし配布するということがあれば、チラシをご要望いただければ用意させていただきます。

(会長)

よろしくお願ひしたい。ほかに何かあるか。

(委員)

この件は昨年の秋ごろに提案され、当初はかなりの反発があった。住民説明会を開き、住民の意見をよく聞いた上で判断してほしいと伝え、要望も来たが、その時すでに住民説明会で反対が多くあったとしても、神奈川中央交通株式会社としては廃止という強い意向があった。それであれば、住民説明会を開く意味がないということで、町内会の幹事会を開催し、各自治会長に対して説明をしていただいた。その中で、一番心配なことは駅前からはすぐに電車で町田に出られるが、小田急住宅前は駅から600mほど離れていて、そこから乗る方が、特定はできていないが、駅まで歩かないといけないということである。しかし、特定もできおらず、乗車人員も含めて考えると、ドライバー不足の中で、ある程度やむを得ないという断腸の思いで受け入れたという経緯がある。

[議決]

(会長)

経緯の説明をいただき、また、廃止に向けての周知については改めて重要ということも含めて確認をした。これは協議案件の為、議決に移る前に質問・意見はあるか。

【特になし】

それでは、承認としてよろしいか。

【出席委員のうち3分の2以上の挙手あり】(賛成13人、反対1人)

第1号議事を承認する。

◎ 第2号議事 町田市地域公共交通会議設置要領の一部改正案について

[資料説明]

資料に基づき事務局から説明（省略）

[質問・意見等]

（会長）

質問等あるか。

（委員）

資料2-2だが、警察の方2名の記載が抜けている。資料を公開する際、訂正してほしい。

（事務局）

失礼した。公開する際には、訂正する。

（会長）

他に質問等あるか。

【特になし】

[議決]

（会長）

議決にうつる前に質問・意見はあるか。

【特になし】

それでは、変更・修正案なしに原案のまま諮るが、承認としてよろしいか。

【異議なし】

第2号議事を承認する。

報告案件

◎ 第3号議事 自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について

[資料説明]

・資料に基づき事務局及び佐藤委員から説明（省略）

[質問・意見等]

（会長）

これは制度上の話ではあるが、具体的に言うと、例えば首長の判断で、既存の事業者との協議なくライドシェアを入れることができる、といったことができってしまうように見える制度である。しかし、実際にはそういうことはあってはならないというところで、先ほど説明いただいたとおりで、そういうためにやるものではなく、きちんと事業者のサービス提供の管理の協議とかを進めたうえで、どうしても協議が調わない一方で、自家用有償というものが可能であれば、首長・行政の責任でやるというようなプロセスである。ただ、そのプロセス、それをやる場合には、要綱に書かないとだめで、要綱に書いてなければ、そのプロセスは導入してはならないと、そういう風に解釈している。今日の議事としては、要綱を改正し

たいということではなく、まず国交省としてはこういう考え方をしているという情報提供という形になっている。そのうえで、事務局としては、直ちに要綱改正案を審議しましょうということではないという理解でよいか。

(事務局)

おっしゃるとおりである。

(会長)

そのため、本会議では、こういった制度があるということと、要綱に首長判断プロセスを入れるべきであるという事務連絡が来ているというところは、共通認識として持っていただきたいというところが、今日のゴールと考えている。そのうえで、ご意見をいただければと考えている。先に会長の考えを言わせてもらおうと、本プロセスを導入してもしなくてもどちらでもよいと私は思っている。本来、私としては会長なので、賛否をここで決することが重要で、ここで決められないので首長判断プロセスを使うというものは、この会議の責任を放棄しているのでは良くないと思う。ちなみにこれは、この会議で否決されても、行政庁の判断で実施することはできないということだと考える。ここで決められないのに、首長判断プロセスがあるからといって、仮に進めてしまうことはいけませんし、私自身としては、首長判断プロセスをあえて入れなくても町田市においてはそれほど問題ではないかと考える。事前の協議をきちんと進めることが大事という、運輸局の案について、確認したうえで、様々ご意見をいただくことが大事かと思っている。特に事業者から自家用有償運送の方など、そういった立場の方から見ると重要な話、センシティブなところもあると思うので、この場でぜひご意見をいただきたい。

(委員)

町田市で、自家用有償旅客運送の協議が調った書面を出せる組織が二つ存在している。首長が判断できるということだが、法律が違う形態で出ている二つの組織だが、それにも関わらず両者に影響を及ぼすのか。

(委員)

自家用有償旅客運送に係ってくるものの為、両者に係るとは思うが、まずは、首長判断となる前に協議が調えば、そこで済むことについては問題ない。福祉有償の場合は、特段問題なく協議が進んでいくのではないかと思う。主に交通空白などを行っているところについては、事業者の兼ね合いが出てくると思うため、意見の食い違いがあったときに、最終的にそこまでいきつかないように、協議をしていただきたいというのが支局の考えるところである。

(会長)

他に何かあるか。

(委員)

警戒感というか、例えばトップが強権的にすすめてしまうというような場合に、どういったことが起こるのか、という漠然とした不安が市民にはあると思う。ただ一方で、捨て置けない利用者もいる。首長判断プロセスを導入した時に、首長が変わっても、どんなタイプの人がなっても、同じような運用ができるような、書きぶりを工夫する必要があると思う。

(会長)

他に何かあるか。

(委員)

協議が調わない場合というのは、反対多数で協議が調わないということなのか、それとも会議がどうしても、喧々諤々で、どうしてもまとまらないことを指すのが気になるところである。その点、会長が、反対だった場合にそれは認められませんという話があったが、おそらくこの読み方をすると、協議が調わないと、要するに反対となったとしてもそれは協議が調わなかったという解釈にならないのか。

(委員)

協議内容は尊重されなければならないので、否決されればそれはもう、導入は難しいと考えてよいと思う。会議の場でまとまらず、決議まで行けないような場合については、最終的な判断として、首長判断プロセスとなるのではないかと。否決されたからといって強硬に進めていくべきものではない。

(会長)

読み方が難しいものである。否決された場合も、首長判断プロセスでいけると読めると、少なくともこの会議体でそれを承認するわけにはいかない。

(委員)

そうすると、この会議体の意味が無くなってしまふ。そうなる前に、何か落としどころが探ればいいので、会議体の皆さんにおかれましては、そういったところをご協力いただければと思う。皆さんで考えて、首長が判断するとなる前に、ここで判断できるようにすればよいのではと思う。

(会長)

町田市の場合は、事務局と利害関係者間で議論をしてから、この場に出てくるので、全く煮詰まっていないものがここに出てきて、議決にということはこれまでなかったという風に思っている。そのため、問題が生じることはないと思う。この首長判断プロセスを入れなければならない事情も今は無いとすると、このような事務連絡が来ているところであるが、正面から受けて議論をしたということで、議事録が残るので、まずは私は良いのかなと考える。知らないとか、放っておいているというのは良くないが、きちんと内容理解をし、正面から受け止めたということでこの場は良いと思っている。また、二カ月程度の協議期間の規定は何かというと、次第で協議事項として出てから二カ月ということでもいいか。案件について、協議になったときを起点としないと、厳しいものがある。

(委員)

事前の根回しも重要であり、その期間というものは皆さんが努力されているところでもある。そのうえで、会議の場にあがってくるわけなので、それで良いと考える。

(会長)

こういう事務連絡があるということをもまず認識していただくというところまでで考えるが、この議事についてよろしいか。

【特になし】

◎ 第4号議事 2024年度第2回・第3回町田市運賃協議会（書面決議）の開催及び結果について

[資料説明]

- ・資料に基づき事務局から説明（省略）

[質問・意見等]

(会長)

質問等あるか。

(委員)

症状によっては、介護人がついていての方が良い方も多くいる。これは非常にありがたいものを感じる。

(委員)

身体とか、知的障害手帳は無期限だが、精神の方は、期限書き換えがあるが、その辺りの確認について、細かくやってというわけではないが、どのように対応するのか。

(委員)

その辺りは私どもでは見えないというか、判断できないところなので、全ての方として対象としている。その点についてはなかなか分からないだろうと正直考えている。

(会長)

他になにかあるか。

【特になし】

< 4. その他 >

(会長)

その他で何かあるか。

(事務局)

特にありません。

< 4. 閉会 >
